藤沢市移動円滑化基本構想に基づく 道路特定事業計画書(抜粋)

藤沢駅周辺地区

平成 16 年 2 月

神奈川県藤沢土木事務所藤 沢 市

目 次

1	. 計画	画の位置づけ	1
	1.1	計画の位置づけ	1
	1.2	道路特定事業計画立案への基本的視点	2
2	. 整体	備方針	6
	2.1	整備方針	6
3	. 事	養計画	7

1.計画の位置づけ

1.1 計画の位置づけ

藤沢市では、平成 13 年度に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)に対応すべく「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」と「藤沢市(藤沢駅周辺地区)移動円滑化基本構想」、「藤沢市(湘南台駅周辺地区)移動円滑化基本構想」の策定を行った。その中では、移動円滑化を実現するために必要な整備内容が示されており、道路管理者としては、基本構想に基づく道路特定事業計画を立案することが責務である。

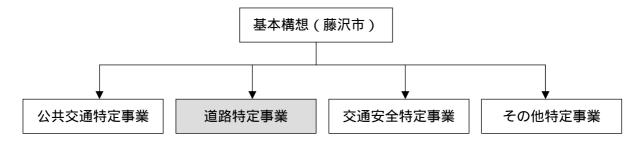
よって本事業では、上記の背景を受け、道路特定事業計画の骨格となる主要交通施設の基本計画の立案を行った。

また道路特定事業計画を立案するにあたり、「藤沢市道路特定事業計画検討会議」を設立し、行政だけではなく市民参加、当事者参加により決定した。

ペー・10元子未の住意									
公共交通特定事業	特定旅客施設、特定車両の整備に関するもの								
道路特定事業	道路における特定経路の整備に関するもの								
交通安全特定事業	信号機等の整備、違法駐車対策等に関するもの								
その他の事業	駅前広場、通路の整備、特定旅客施設又は一般交通用施設と 一体として利用される駐車場、公園、緑地等の整備に関する もの								

表 1.1 特定事業の種類

関連整備事業を含めて検討する・・特定経路以外に関連性の強い区間の整備



1.2 道路特定事業計画立案への基本的視点

平成 14 年 9 月に公表された「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」及び「藤沢市(藤沢駅周辺地区)移動円滑化基本構想」「藤沢市(湘南台駅周辺地区)移動円滑化基本構想」から『道路特定事業計画立案』に対する与条件の整理を行った。



図1.1 事業位置図

【藤沢市全体における基本的視点】

│「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」 から抜料

6 - 1 藤沢市における移動円滑化の基本方針

自由で自立した暮らしを実現できるまちづくり

利用しやすい施設・設備の整備の推進

市民の多様な意見の反映

即効性のあるバリアフリー化

- 6 2 藤沢市における交通バリアフリー化の目標
 - (3) 道路、駅前広場のバリアフリー化
 - ・ 重点整備地区のバリアフリー化を推進する。バリアフリー化を行うにあたっては、高齢 者や身障者等が安心して道路を利用できるよう充分配慮する
 - ・ 特に特定経路については、案内や休憩施設(ベンチ等)の整備されたすべてのひとに歩きやすくわかりやすい道とした。
 - (4) わかりやすい案内の提供
 - ・ 駅を中心に、関係者間で協調した一体的でだれにもわかりやすいサインの提供を行う
 - (5) 沿道施設のバリアフリー化
 - ・ 旅客施設に接する施設や沿道建築物等のバリアフリー化の促進
 - (6) 市民の心のバリアフリー化
 - ・ 市民が高齢者や身体障害者に対して理解を深め、移動の手助けや協力を行うことができるように、広報、啓発、教育活動を推進する。
- 7-(5) 藤沢市における交通バリアフリー整備の進め方

道路特定事業計画立案のための代表的な各種整備内容は以下の通りである。これらを 各重点整備地区の実状に応じ組み合わせ、総合的に実施する。

道路

- ・ 歩道の新設・拡幅、幅の広い歩道整備、自転車道の整備を行う。
- ・ 電柱、植栽、柵、車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大を図る。
- 看板等の道路占有物の撤去・規制を行う。
- 駐輪車両の規制・撤去を行う。
- 歩行者用案内標識の設置を行う。
- · 誘導ブロックの設置、改良を行う。
- ・ 歩道の切り下げ等の段差の改善、舗装面の改善を図る。

その他

- ・ 駅周辺における案内計画の策定を行う。
- ・ 車椅子利用者が優先して使うことのできる駐車場の確保を図る。
- ・ 施設と一体として利用される駐車場 公園のバリアフリー化を図る。
- ・ 公共用トイレは障害者だけではなくすべての人に利用しやすい多目的トイレとする。
- 市民に対する啓発活動を推進する。
- ・ 職員の教育訓練を図り、当事者への理解を深める。

【藤沢駅周辺地区における基本的視点】

「藤沢市 (藤沢駅周辺地区)移動円滑化基本構想」から抜料

3 - 2 藤沢駅周辺地区における基本方針

藤沢駅を中心とした重点整備地区の移動円滑化の実施

藤沢駅は藤沢市の商業・業務・行政・文化の中心であり、駅周辺に多数の拠点が集中しているとともに鉄道3線(JR、小田急、江ノ電)やバスが結節する交通ターミナル拠点を形成している。

このため、ふじさわ総合計画 2020 において「安全で安心して暮らせるまち」を目指す藤沢 市のまちの顔として、藤沢駅を中心としたバリアフリー化を実施する。

特に駅から特定施設までの移動経路については、主動線として重点的に整備を図り、高齢者、 障害者だけでなく、すべての人に歩きやすくわかりやすい、まちの骨格的な道路として整備を 行う。

すべての人に訪れやすい商業地域の形成

藤沢駅の周辺には大型商業施設や商店街が立地し、市の中心的な商業地を形成している。高 齢者や障害者を含めたすべての人々が、それらの商業地を安心して通行し、利用できるように 整備を行う。

将来的なまちづくりへの対応

藤沢駅周辺地区は駅周辺においてはすでに区画整理等が完了しているが、駅南西部や北部等 においては、まちの基盤整備を現在進めている状況にある。

今回検討を行うバリアフリーのルートは、動線としてまちの骨格となるものであり、障害者だけでなくすべての人にとってわかりやすいまちの要となるものである。このため、基盤整備が進んでいない地区においても、まちの骨格となる方向については今後望ましい方向軸として位置づけを行い、将来的な都市基盤整備等にあわせ整備を行う。

4-3 特に特定事業として検討すべき事業

(1) エレベータの設置(北口駅前広場)

現在北口駅前広場には、公共用エレベータが西よりに1台設置されている。しかし市役所等の駅北東部方面に行く場合、駅前広場内で大きく迂回を強いられる上、2回横断歩道を通行する必要があるなど、大きく利便性が損なわれている状況にある。

このため市役所等の駅北東部方面へのアクセス改善のため、エレベータの設置を図る。

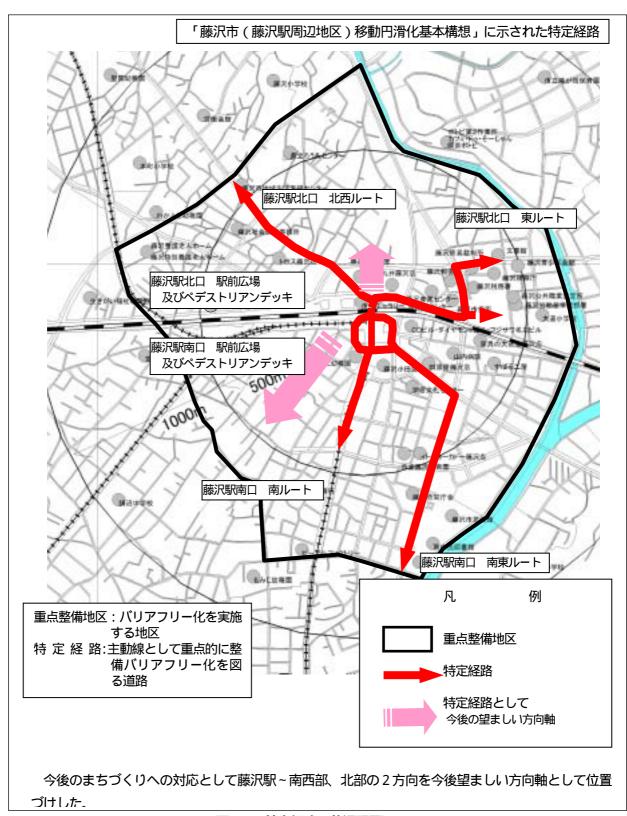


図1.2 特定経路(藤沢駅周辺)

2.整備方針

2.1 整備方針

前項で整理した与条件を基に、事業計画の策定に対する整備方針を「設計指針」 及び「留意事項」に分けてとりまとめた。

<設計指針>

経路の平坦化にあたっては、連続性に留意する。(スムース横断歩道の積極的な導入等)

広場と駅構内の接続部は連続的かつ一体的な移動経路を確保するとともに 安全性に配慮する。(エレベータの設置、視覚障害者誘導用ブロックの連続 性確保、一体的なサイン設置、階段の段鼻表示や手すりの改良等)

自転車と歩行者を可能な限り分離する。(自転車道の設置、カラー舗装等による通行の誘導等)

経路上の道路付属施設等の安全化を図る。(植栽桝の平坦化、グレーチングの細目化や移設、車止めや照明ポールへのラバー設置等)

地形上の制約などから、部分的に歩道縦断勾配や有効幅員の法基準確保が著しく困難な場合は、通行者に対してバリア情報の提供を行うとともに、補助的な安全対策を施す。(サイン、標識による予告や手すり、滑り止めの設置等)

視覚障害者誘導用ブロック敷設は連続させる。

適所に誘導鈴を設置する。

適所に一時的な休憩施設を配置する。(ベンチ等)

サイン設置については、個別対応せず計画に基づき設置する。

<留意事項>

経路上の有効な空間確保に向けて努力する。(放置自転車、電柱等) 関係機関と充分な協議を行い、他特定事業との一体的な施行に留意する。 (音響式信号機等、バス停上屋等)

必要に応じて、沿道の施設、建築物と経路の境界部のバリアフリーを図るため沿道建築物に対して協力を求める等調整を図る。(既存の建物や駐車場への進入部等)

サイン設置に関して、沿道の施設、建築物の協力を得るべく調整を図る。 (表示の協力、建柱場所の提供等)

3. 事業計画

整備方針及び路線別の整備概要に基づき、事業計画の策定を行った。次頁以降に道路特定事業計画総括表を示す。

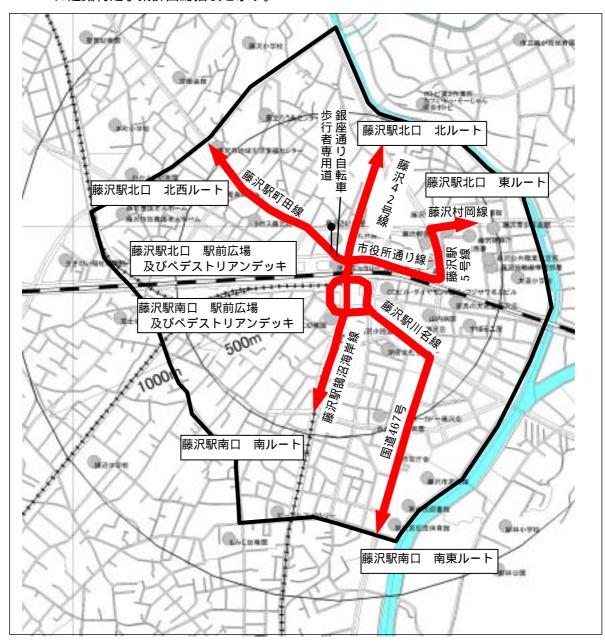


図 3.1 特定経路位置図(藤沢駅周辺地区)

表 3.1 道路特定事業計画総括表(藤沢駅周辺地区)

経路名称		道路名称(通称)	事業	起点 ~	経路	事業概況・配慮すべき重要事項	事業内容	事業時期(H15 年度を初年度として H22 年度完成を目指す)			
	,,,,		主体	終点	延長			2/4期		4/4期	
	北西ルート	銀座通り自転車歩 行者専用道 藤沢駅町田線 (銀座通り)	藤沢市	藤沢 484 番地先 ~ 藤沢 1108 番地先	480m	ショッピングモール事業により歩車道高低差が 改善され、電線の地中化も実施されている。歩道 舗装(自然石)を活かしながら路面の平坦性確保 を行う。また、地上機器等による有効幅員の狭小 部の改善を関係者の協力を得て図る必要がある。	・歩道路面の平坦化:2,150 ㎡ ・交差点巻込み部の改良:一式 ・視覚障害者誘導用ブロック:一式 ・銀座通り交差点部植栽再整備				
北	東ルート	市役所通り線 藤沢 4 号線 藤沢 5 号線 藤沢村岡線	藤沢市	藤沢 75 番地先 ~ 朝日町 1 番 7 号先	590m	たルート中間部の車道横断部の安全確保に留意する必要がある。	・市役所本館前歩道勾配の改良:一式 ・交差点巻込み部、横断歩道部の改良:一式 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置、改善:一式				
	駅 前 広 場 及び ペデストリ アンデッキ	藤沢村岡線	藤沢市	藤沢 555 番地先	-	駅に接続するデッキレベルと地上部のバスターミナルや各特定経路への誘導、動線を考慮し、エレベータ並びに広場近接箇所に身体障害者用接車スペースを追加設置する。また、サイン整備、歩行動線を阻害する植栽地の改善、階段の段鼻改善や手摺等の機能強化、ユニバーサルデザイン化を図る。	・新設エレベータの設置:1箇所・既設エレベータ周りの整備:一式・身障者用接車場の設置:2箇所・視覚障害者誘導用ブロックの設置:一式・既設階段の手摺、段鼻等改善:一式・交差点巻込み部の改良:一式				
	北ルート	藤沢 42 号線	藤沢市	藤沢 556 番地先 ~ 藤沢 39 番地	150m	基本構想で検討路線と位置付けられた藤沢 42 号線を、重点整備地区の北方向を受け持つ特定経 路として幅の広い歩道を整備し、国道 467 号まで 延伸する。	・道路の延伸及び歩道の新設:一式 ・電線類の地中化:一式				
	南ルート	藤沢駅鵠沼海岸線 (オークスモール)	藤沢市	南藤沢 21 番 1 号先 ~ 鵠沼石上 1 丁目 13 番 13 号先	260m	自転車専用帯が設置されているが基準幅員に満たないため、交通管理者と協議のうえ、自転車通行帯の幅員を拡幅する。またマウントアップ歩道の、交差点部における平坦化を図る。	・自転車通行帯の拡幅:一式 ・交差点巻込み部の改良:一式 ・駐輪場横断部の安全施設整備:一式 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置:一式				
		藤沢駅川名線 (南口本通)	藤沢市	南藤沢 20番1号先 ~ 鵠沼石上1丁目 5番4号先	210m	電線類が地中化されたセミフラット歩道となっているが、歩道横断勾配の改善と交差点部での平 坦性を図る。	・歩道横断面の平坦化:210m ・交差点巻込み部の改良:一式 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置:一式				
南口	南東ルート	国道 467 号	神奈川県	鵠沼石上1丁目 5番4号先 ~ 鵠沼石上2丁目 10番9号先	530m	電線類が地中化されたセミフラット歩道となっているが、一部狭小部の有効幅員の確保及びボラード配置を改善する。また、路上駐輪が多いため関係機関と協力し解消に努める必要がある。	・視覚障害者誘導用ブロックの設置:一式 ・車止めの配置改善:一式 ・集水桝の蓋の改善:一式 ・植栽の再整備:一式 ・バス停留所の改良:一式				
	駅 前 広 場 及び ペデストリ アンデッキ	藤沢駅鵠沼海岸線	藤沢市	南藤沢1番1号先		利用者の動線を考慮し、接車場、階段、サイン等の施設整備を行う。歩道については横断歩道も含めて連続した平坦化を図る。歩道舗装の傷みが激しく平坦性に問題があるため、これを改善する。また、バス乗降位置、一般者の接車等については継続的に関係機関と調整する必要がある。	・広場舗装の再整備:一式 ・身障者用接車場設置:2 箇所 ・交差点巻込み部の改良:一式 ・エレベータ付近の照明改善 ・既設階段部の手摺、段鼻等改善:一式 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善:一式				
		藤沢駅周辺地区	計		2,220m						
									卸本。拉	<u>-</u> ±± . =	重类宝饰

:調査・協議 :事業実施